

タブ 1

交換・派遣・認定留学 誓約書

近畿大学学長 殿

私は、近畿大学の交換・派遣・認定留学に参加するにあたり、近畿大学の「[海外渡航者 行動基準](#)」及び下記の事項を誓約し、遵守いたします。なお、誓約事項に違反した場合は、留学資格の取消や活動の制限を含め、私にいかなる違反による不利益が生じても近畿大学に異議・クレームなどの申立をいたしません。

1. 近畿大学及び留学先機関に提出する留学に関するすべての書類に、虚偽なく正確な情報を記載すること。
2. 留学先への手続き、緊急時の対応等の目的のために、近畿大学又は留学先機関が個人情報を利用共有(留学先国・地域の機関に対する提供を含む)することを承諾すること。
3. 履修科目選定においては、自分の専攻を熟慮し、卒業を踏まえた履修科目を自己責任において決定し、履修登録科目を所属学部の留学委員会に届け、承認を得ること。また、留学先機関のアカデミックアドバイザー等の承認のもと、定められた期間内に履修登録を行うこと。取得単位の認定は、留学先機関の発行する成績証明書に基づくとともに所属学部の教授会の承認を要することを理解し、その判断に異議を申し立てないこと。
4. 留学に必要な諸手続き(パスポートや査証の取得、保険加入、航空券・宿舍の手配及び登録、留学先機関指定の書類作成等)及び費用支払いは、自らの責任で、指定期日までに完了させること。期日までに未完了の場合、留学が認められないことに異議を申し立てないこと。
5. 渡航期間中は、近畿大学指定の海外留学包括保険及び海外リスク管理サービスへ加入すること。留学先機関から他の保険への加入を求められた場合は、双方の保険に加入すること。
6. 留学期間を通し、学習に耐え得る心身の健康状態にあり、また留学終了までその健康状態を自己管理のもとで維持することができること。
7. 特別な配慮を必要とする疾病がある場合は、出発前に近畿大学へ申し出ること。
8. 原則、留学先の学期開始(現地登録日やオリエンテーション含む)2週間前以降に渡航し、学期終了(試験日含む)後2週間以内に帰国すること。
9. 留学について当初予定していた費用、計画、日程等に変更が生じることがあることを理解し、それに自ら対応すること。また、増加した費用については、自ら負担すること。
10. 留学期間中、近畿大学から選抜派遣される学生であることに誇りを持ち、滞在国の法律・条例及び日本の国外で適用される法律・条令並びに近畿大学及び留学先機関の規則を遵守し、近畿大学及び留学先機関の教職員・関係者の指示に従うこと。治安、社会情勢、衛生状態、危険度等、日本国内と異なる環境下でのプログラムであることを十分に理解し、危機管理を意識して自己の行動に責任を持つこと。さらには、滞在国の公序良俗に反することのないよう注意すること。

11. 留学期間中、留学先機関が定め、かつ近畿大学が承認する住居(学生寮がある場合は学生寮)に滞在すること。滞在先の変更を希望する場合は、必ず所定の手続きにより事前にグローバルエデュケーションセンターへ届け、許可を得ること。寮の居室の割り当て等は留学先機関の指示に従うこと。

12. 留学期間中、所定の様式で近畿大学への近況報告を行い、留学終了後は速やかに指定された報告書・アンケート等を提出すること。

13. 留学期間中、予め渡航目的として定められたこと以外の状況下(近畿大学や留学先機関が関与しない状況下で発生した被害や賠償責任などの不利益)について、近畿大学及び留学先機関がその責任を負わないことを承諾すること。

14. 留学期間中、自動車等(自動車、自動二輪車、軽飛行機、小型船舶等を含む)の運転をしないこと。

15. 留学期間中、アルバイト、有償インターンシップ等、いかなる形態の就業も行わないこと。

16. 留学期間中、休暇期間中の個人的な旅行は、自己の責任で行うこと。

17. 留学期間中、一時帰国は、就職活動、病気、冠婚葬祭等のやむを得ない場合、かつ問題なく速やかに再入国し留学を継続できることと、科目の修得に支障がないことを確認できる場合を除き、認められないことを理解し、異議を申立てないこと。一時帰国する場合は、所定の書式をもって近畿大学に一時帰国申請をし、許可を得ること。留学先国・地域への再入国・渡航に際して必要な手続き等がある場合は、自己の責任で行うこと。

18. 万一、留学先で病気や怪我をした場合、必ずしも日本国内と同等の医療行為を受けられない可能性があることについて理解し、異議を申立てないこと。

19. 留学先機関が所在する国・地域の治安の悪化・災害の発生状況によっては、近畿大学又は留学先機関により留学の中止又は帰国勧告等の決定があることを理解し、これらの決定がなされた場合は、速やかにそれに従うこと。

20. 近畿大学が留学修了の判断及び留学先機関で修得した単位認定を行うには、留学期間に発生する全ての費用の完納を要することを理解し、その期限に間に合わない場合には修了の判断や単位の認定がなされないことについて異議を申立てないこと。また、留学費用が為替レート、科目の追加履修、居住先変更等により変動することを理解し、納入済みの留学費用に不足が生じた場合はその追加の支払いを速やかに行うこと。

21. 次の何れかに該当する場合には留学の許可が取消されることを理解し、取消の判断に対して異議を申立てないこと。

- (1) 修学の実があがらないと認められる者
- (2) この規程の定める義務を怠った者
- (3) 学生査証が認められない者

- (4) 傷病その他やむを得ない理由により留学を続けることができない者
- (5) 本人の事情により留学を継続できなくなった者
- (6) その他、留学生としてふさわしくない行為を行った者及び留学を継続することに困難な事由が発生した場合

22. 留学期間は本学に認められた期間とし、延長しないこと。

23. 帰国後、近畿大学から依頼があった場合、留学説明会や報告会等で留学経験について報告すること。